

## 資料：許可の手続き等

### I 許可

#### ■産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条、第10条の5）

許可を受けるときは、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する施設を有する必要があります。

##### 1 産業廃棄物収集運搬業

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

##### 2 産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類別に必要な処理施設

産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 汚泥	脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設
② 廃油	油水分離施設、焼却施設その他の処理施設
③ 廃酸又は廃アルカリ	中和施設その他の処理施設
④ 廃プラスチック類	破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設
⑤ ゴムくず	破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設
⑥ その他の産業廃棄物	産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設

- (2) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

##### 3 産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 埋立処分を行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分を行う場合には、処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

#### ■特別管理産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条の13、第10条の17）

##### 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。
- (3) 廃油、廃酸又は廃アルカリについては、性状に応じて腐食を防止するための措置を講ずるなど、その運搬に適する運搬施設を有すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、その運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (5) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物については、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- (6) その他の特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その収集運搬に適する運搬施設を有すること。

##### 2 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類別に必要な処理施設

特別管理産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 廃油	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び性状分析設備を備えておくこと。

② 廃酸又は廃アルカリ	腐食を防止するために必要な措置が講じられた中和施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
③ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ	分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
④ 感染性産業廃棄物	焼却施設その他の処理施設であって、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えておくこと。
⑤ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑥ 廃水銀等	硫化施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑦ 廃石綿等	溶融施設その他の処理施設
⑧ 水銀若しくはその化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑨ シアン化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑩ 汚泥	
⑪ その他の特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えておくこと。

- (2) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。

### 3 特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場においては、その周辺の水域の水）について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

## ■申請者の能力に係る基準（施行規則第10条、第10条の5、第10条の13、第10条の17）

申請者は、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する能力を有する必要があります。

### 1 知識及び技能

その事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

※ 広島市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が実施する次の講習会を修了していることを許可の要件としています。

#### (1) 講習会の種類

区分	講習会の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
		新規	更新・変更	新規	更新・変更
収集運搬業	産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間5年間	○	○		
	特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間5年間	○	○	○	○
	産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間2年間		○		
	特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間2年間		○		○
処分業	産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（処分課程）→ 有効期間5年間	○	○		
	特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（処分課程）→ 有効期間5年間	○	○	○	○
	産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（処分課程）→ 有効期間2年間		○		

特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会 (処分課程) → 有効期間2年間	○	○
---	---	---

- (2) 受講すべき者  
法人の場合は役員又は政令で定める使用人、個人の場合は本人が受講すること。
- (3) 講習会の実施機関  
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）  
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階  
TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 URL <https://www.jwnet.or.jp/index.html>
- (4) 講習会の実施協力機関（広島県）  
一般社団法人広島県資源循環協会  
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4階  
TEL 082-247-8499 FAX 082-247-9719 URL <http://www.hshigen.or.jp>

## 2 経理的基礎

その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

### ■欠格要件（法第14条、第14条の4）

申請者が、欠格要件のいずれかに該当する場合、許可を受けることができません。（法第14条第5項第2号、第10項第2号、第14条の4第5項第2号、第10項第2号）

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、許可が取り消されます。（法第14条の3の2、第14条の6）

なお、欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に、都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

- ① 心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの  
※「環境省令で定める者」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいいます。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
※「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいいます。
- ⑤ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）

- ⑥ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者をいいます。
- ・ 本店又は支店（商人以外の者においては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## II 変更許可及び更新許可

### (1) 変更許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が「事業の範囲」を変更しようとするときは、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第14条の2第1項、第14条の5第1項）

なお、変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合は、無許可変更として罰則の対象となります。（法第25条第3号）

「事業の範囲」の変更例は、以下のとおりです。

- ① 産業廃棄物の積替え保管を新たに行う場合  
収集運搬業 + 積替え保管（追加）
- ② 許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を新たに取り扱う場合  
がれき類 + 燃え殻（追加）  
廃酸、廃アルカリ + 廃油（追加） など
- ③ 許可を受けた処分方法以外の処分を新たに行う場合  
【廃油】 油水分離 + 焼却（追加）  
【廃プラスチック類】 焼却 + 破碎（追加） など

### (2) 更新許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者がその事業を継続しようとするときは、許可の有効期限までに更新許可申請を行い、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受ける必要があります。なお、更新許可を受けなければ、許可の有効期限を過ぎると効力を失うため、改めて新規許可申請を行わなければなりません。（法第14条第2項、第7項、第14条の4第2項、第7項）

## III 届出

(1) 廃止届及び変更届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したときは、その日から10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

また、図表 61 に示す事項を変更したときは、その日から10日以内（法人の登記事項証明書を添付すべき場合には30日以内）に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

（法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項）

処理業者の変更届出事項（施行規則第10条の10、第10条の10の2、第10条の23、第10条の23の2）

変更事項	添付書類
1 住所、氏名又は名称の変更	① 個人の場合は、住民票の写し及び「心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
2 次の事項の変更 (1) 法定代理人 (2) 役員 (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資者 (4) 政令で定める使用人	住民票の写し及び「心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ① 法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び「心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② (3)に掲げる者が法人の場合は、登記事項証明書  法人の役員である場合は、登記事項証明書
3 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）	変更後の事務所及び事業場付近の見取図
4 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び構造又は規模	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 さらに、最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 （法第15条第1項の許可を受けた施設を除く。） ② 所有権（所有権を有しない場合は使用权原）を有することを証する書類
5 積替え保管場所（収集運搬業）又は保管場所（処分業）に関する所在地、面積、取り扱う産業廃棄物の種類、保管上限、積上げ高さ制限	4と同じ
6 処分する特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う者	性状の分析について、十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
7 収集運搬業の許可を受けた都道府県知事の管轄区域内における積替え許可の有無	積替え許可に係る収集運搬業の許可証の写し ※都道府県への届出

(2) 欠格要件該当届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、「I 許可」の「欠格要件」（②～⑦、⑩～⑫（①、⑧、⑨に係るものを除く。））のいずれかに該当するに至ったときは、その日から2週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項）

また、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の法定代理人、役員又は使用人が精神機能の障害を有する状態となり、廃棄物処理業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第5項）



## IV 処理業者の責務

### 1 処理基準の遵守

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。(法第14条第12項)

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。(法第14条の4第12項)

### 2 処理困難に伴う通知

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。(法第14条第13項)

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。(法第14条の4第13項)

なお、当該通知を行った場合、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを5年間保存しなければなりません。(法第14条第14項、第14条の4第14項)

### 3 受託の禁止

産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物の収集運搬を、産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。(法第14条第15項)

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者は特別管理産業廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者以外の者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。(法第14条の4第15項)

### 4 再委託基準の遵守

産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物の収集運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。(法第14条第16項)

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。(法第14条の4第16項)

ただし、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、政令で定める再委託の基準に従って委託する場合等に限り、他人に委託することができます。

#### 【処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）】

##### ○再委託基準

- ・ あらかじめ、再委託しようとする者（再受託者）及びその再委託が委託基準に適合するものであることを排出事業者に対して明らかにし、排出事業者から書面による承諾を受けていること。
- ・ 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項（廃棄物の種類及び数量など）を記載した文書を交付すること。
- ・ 環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。
- ・ 他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに再委託すること。
- ・ 再委託契約は書面により行い、「委託契約書に記載すべき事項」を記載し、許可証を添付すること。  
また、契約書は契約終了日から5年間保存すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物の場合には、あらかじめ、再委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に特に注意すべき事項を再受託者に対して文書で通知すること。

##### ○承諾に係る書面の記載事項

承諾に係る書面には、次の事項が記載されていること。

- ・ 委託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- ・ 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

- ・ 承諾の年月日
- ・ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

## 5 マニフェストの回付及び返送

排出事業者からマニフェストの交付を受けた収集運搬業者は、運搬が終了した後に処分業者にマニフェストを回付し、収集運搬業者からマニフェストの回付を受けた処分業者は、処分が終了した後に排出事業者からマニフェストを返送します。

受託者がやむを得ず再委託する場合には、再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際、排出事業者から交付されたマニフェストも引き渡してください。また、再受託者は、受託者の氏名など必要事項を訂正し、処理が終了した後にマニフェストを回付又は返送してください。

## 6 名義貸しの禁止

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはいけません。(法第14条の3の3、第14条の7)

## 7 帳簿の記載及び保存義務

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、帳簿を備え、次表に掲げる事項を記載するとともに、1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。(法第14条第17項、第14条の4第18項)

処理業者の帳簿記載事項(施行規則第10条の8、第10条の21)

区分	帳簿記載事項	記載期限
収集運搬を行う場合	①収集又は運搬年月日	翌月末まで
	②交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付された日から10日以内
	③受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬を委託する場合(2次処理)	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分を行う場合	①受入れ又は処分年月日	翌月末まで
	②交付又は(収集運搬業者から)回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付又は回付された日から10日以内
	③受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	⑤処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分を委託する場合(2次処理)	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
	【1次マニフェスト、2次マニフェストともに紙の場合】	
④交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	産業廃棄物の引渡しまで	
【1次マニフェストが電子、2次マニフェストが紙の場合】		

⑤交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 【1次マニフェストが紙、2次マニフェストが電子の場合】	
⑥情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 【1次マニフェスト、2次マニフェストともに電子の場合】	
⑦情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
⑧受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

※ 2次処理とは、中間処理後の廃棄物を処理することをいいます。

## 8 事業の廃止等に伴う通知

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者であって、当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。(法第14条の2第4項、第14条の5第4項)

また、許可を取り消された者であって、当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。(法第14条の3の2第3項、第14条の6)

なお、当該通知を行った者は、その写しを5年間保存しなければなりません。(法第14条の2第5項、第14条の3の2第4項、第14条の5第5項、第14条の6)